

ITの進展に対応した法整備

Ⅱ基本法 (高度情報通信ネットワーク社会形成基本法) の概要

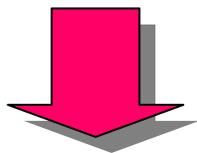
2001.1.6 Ⅱ基本法施行

高度情報通信ネットワーク社会の定義

(インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会)

第19条 (電子商取引等の促進)

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。



2001.3 Ⅱ重点計画策定

IT関連の国内法整備

不正アクセス防止法

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(平成 11年 8月 13日公布)
(平成 12年 2月 13日施行)

電子署名認証法

電子署名及び認証業務に関する法律

(平成 12年 5月 31日公布)
(平成 13年 4月 1日施行)

電子書面法

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための
関係法律の整備に関する法律

(平成 12年 11月 27日公布)
(平成 13年 4月 1日施行)

e-Japan重点計画関係提出予定法律案（電子商取引関連）

1. 電子取引に係る民法の特例等に関する法律案（仮称）」（経済産業省）（今国会提出中）

インターネット等を用いた取引における契約成立時期を承諾の通知の到達時点へ転換するほか、消費者の操作ミス等による契約申し込みの効果について整理する等の所要の措置を講ずる。

2. 特定電子商取引の円滑化に関する法律案（仮称）」（経済産業省）（検討中）

プログラム等の取引に関する措置等を講ずる。

3. 特定電気通信による情報の流通の適正化及び円滑化に関する法律案（仮称）」（総務省）（検討中）

他人の権利利益を侵害するとされる情報の媒介又はその中止に係る電気通信事業者等の責任の明確化、他人の権利利益を侵害するとされる情報を送信した者に関する情報の電気通信事業者等による開示のための制度整備等。

4. 不正競争防止法の一部を改正する法律案」（経済産業省）（今国会提出中）

不正の目的で、他人の商品等表示と同一又は類似のドメイン名を取得、保有又は使用する行為を民事上の差止請求、損害賠償請求の対象とする等、事業者間の公正な競争を確保するための措置を講ずる。

5. 個人情報保護に関する法律案」（内閣官房）（今国会提出中）

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる原則を定めるとともに、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者が遵守すべき義務、政府が講ずべき措置等に関する基本的事項を定める。

国際フォーラムにおける議論の動向

主要なマルチ会合

W I P O



- ・W P O著作権条約 (コンピュータ・プログラム、その貸与権、公衆への伝達権等につき規定)
- ・ドメイン・ネームの不正使用に関する仲裁調停 (1999年)
- ・「インターネット上における商標に関する共同勧告」(SCT、2001年9月予定)
- ・特許法常設委員会 (SCP)においてインターネット上を流通するプログラムの特許保護を検討中

W T O



1998年5月に電子商取引に関する閣僚宣言 (関税の不賦課と電子商取引に関するワークプログラムの設置)を採択。現在、B A (ビルトインアジェンダ)として2000年2月から交渉が開始されたサービス自由化交渉の枠内で、電子商取引関連サービスに関する各国国内規制の自由化を扱う動きが出ている。また、1999年11月のシアトル閣僚会合後休止している電子商取引に関するワークプログラムの再開と再開後の議論の進め方について一般理事会等で検討中。

ハーグ国際
私法会議



国際裁判管轄の整備。民事及び商事に関する国際裁判管轄及び外国判決に関する条約準備草案。

国際専門
フォーラム



- ・OECD (消費者保護、内国税、セキュリティ、プライバシー、ニューエコノミー論等)「オタワ閣僚会合」(1998年10月)、「電子商取引消費者保護ガイドライン」(1999年)等
- ・UNC ITRAL (国連国際商取引委員会) (電子署名、電子契約)「電子商取引モデル法」(1996)
- ・G8リヨングループ (ハイテク犯罪)
- ・ICANN (ドメインネーム)
- ・GBDe (日米欧を中心とする世界中の主要企業が電子商取引を巡る主要な課題につき議論)等

ネットワーク化に対応した知的財産法制の進展

主な制度改正

- 1997年 著作権法改正 (W P O著作権条約に対応。送信可能化権の確立)
- 1998年 特許法改正 (インターネット公知の追加)
- 1999年 不正競争防止法及び著作権法改正 (コピープロテクション等技術的保護手段の回避に係る規制等)
- 2001年 1月 特許法「ソフトウェア関連発明審査基準」の改訂
- 2001年 不正競争防止法改正 (ドメイン・ネームの不正使用防止。今国会提出中)

(参考)

- 米国 デジタルミレニアム著作権法 (1998年)
- EU 電子商取引指令 (電子商取引の法的フレームワークに関する指令、2000年)

「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」の審査基準 改訂のポイント

1. 改訂の理由

インターネット等の情報通信技術 (IT) の急速な発展と普及

ビジネス上のアイデアを IT を利用して実現したビジネス関連発明への関心の高まりに対応した、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準の明確化への要請への対応と

ネットワーク上でのコンピュータ・プログラムの取引が一般化してきたことに対応したコンピュータ・プログラムの保護強化。

2. 「コンピュータ・ソフトウェア審査基準」改訂のポイント

- (1) 媒体に記録されていないコンピュータ・プログラムを「物の発明」として扱う。
- (2) ハードウェアとソフトウェアを一体として用い、あるアイデアを具体的に実現しようとする場合には、そのソフトウェアの創作は、特許法上の「発明」に該当する。
- (3) 進歩性の判断基準の明確化。すなわち、IT を用い、あるアイデアを具体的に実現する「発明」について、特許が成立するためには、その「発明」を全体としてみて、そのアイデアに関連する個別のビジネス分野とコンピュータ技術分野の双方の知識を有している専門家でさえ容易に思いつくものではないと認められることが必要であることを明らかにした。
また、これを説明するための事例を追加した。